

社会福祉法人様似町社会福祉協議会役員等の費用弁償支給規程

平成 5 年 3 月 2 6 日決定

平成 1 5 年 3 月 2 0 日一部改正

平成 2 2 年 3 月 2 3 日一部改正

令和 3 年 3 月 2 6 日一部改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人様似町社会福祉協議会の役員、評議員、各種委員会等役員（以下「役員等」という。）に対する費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第 2 条 役員等が、理事会、評議員会及び各種委員会などに出席したとき、または職務のため旅行したときは費用弁償を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町内において開催される各種大会及び行事に参加、協力する場合は費用弁償は行わない。

(費用弁償の種類)

第 3 条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(鉄道賃金等)

第 4 条 鉄道賃、船賃、航空賃の額は、本会旅費規程の例により計算された額とする。

(車賃等)

第 5 条 車賃、日当、宿泊料の額は別表のとおりとする。

(準 用)

第 6 条 この規程に定めのない事項については、本会旅費規程を準用する。

(委 任)

第 7 条 この規程の施行に関し必要な事項については、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

別表

(単位：円)

区 分	車 賃 (片道 2 km 以上で 1 km につき)	日 当 (1 日につき)	宿 泊 料 (1 夜につき)
町 内	40	2,500	
町 外	—	3,000	12,000

備考

1. 温泉地への旅行については、宿泊料（1 夜につき）1,500 円を加算する。
2. 道外への旅行の場合は、日当、宿泊料は 1.5 倍に相当する額を支給する。
3. 帯広市、苫小牧市及び日高町字日高以遠の旅行で日帰りをした場合は、日当の 2 倍を支給する。